

平成 26 年第 4 回（12 月）大磯町議会定例会

議 案 第 58 号 説 明 資 料

平成 26 年 12 月 16 日

大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例

資 料

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 制定に至る経過 | 1 |
| 2 | 制定内容 | 2～3 |
| 3 | 条例説明 | 4～9 |

議 会

大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例

1 制定に至る経過

大磯町議会では平成 21 年から議会改革を推進しておりますが、昨年 7 月の新たな委員会構成を契機に、常任委員会活動を活性化するための取組みについて協議を行いました。総務建設常任委員会としては、2 年間をかけて調査・研究を行い、最終的に町長に対して政策提言ができるまでの活動を踏まえ、調査・研究テーマを決めることとしました。

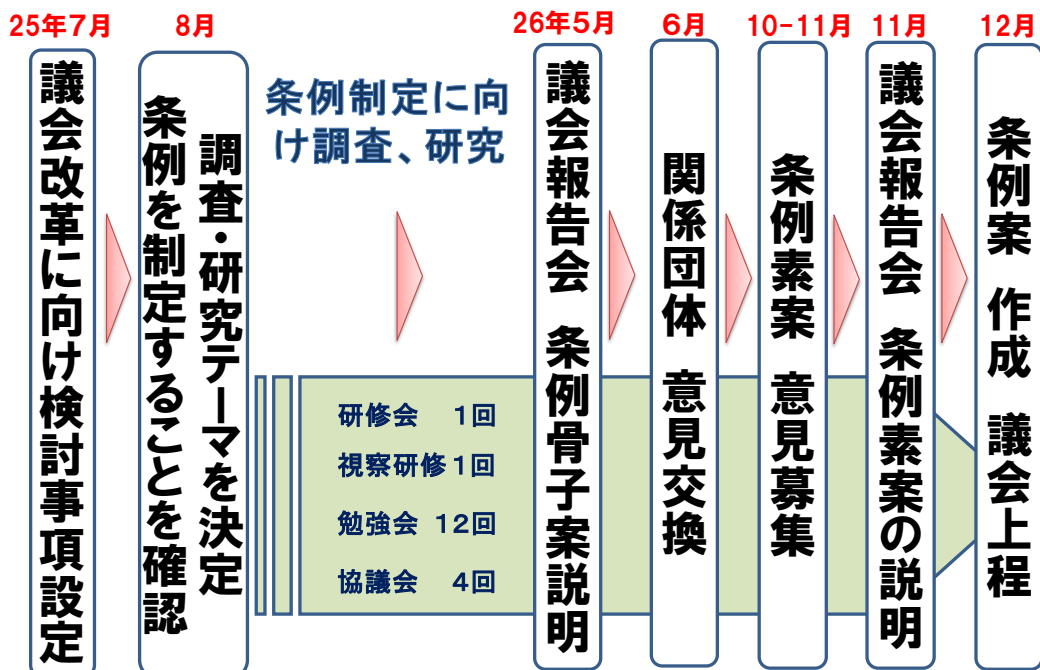
そして東日本大震災に起因する福島第 1 原子力発電所の事故を受け、改めて私たちのライフスタイルやエネルギー問題を見直すことが求められているのではないかとという視点から、新しいエネルギー条例の作成をすることで意見がまとまりました。

本常任委員会としては、公害問題や環境学に取り組む大学教授によるエネルギー条例に関する研修会の開催後、12 回の委員会勉強会及び 4 回の委員会協議会を経て本条例文を作成しました。また、今年の 5 月と 11 月に開催した議会報告会において条例作成について参加町民の方に説明するとともに、6 月には大磯町環境審議会との意見交換を行いました。

本条例（素案）については、10 月 21 日から 11 月 19 日まで意見募集（パブリックコメント）を行い、9 名の方から 30 項目についてご意見をいただき、ご意見を踏まえた修正も行いました。

大磯町議会としては、福島第 1 原子力発電所の事故後、平成 23 年 12 月には公共施設の電力購入先を東京電力以外の電力会社に変更を要望する陳情を採択し、平成 24 年 4 月には議員提案により「新しい日本のエネルギー政策を早期に求める意見書」を国へ提出し、また、平成 25 年 12 月には自然エネルギーの条例の速やかな制定に関する陳情を採択しています。

本条例の位置づけについては、平成 12 年に施行された大磯町環境基本条例の基本理念と平成 25 年に策定された大磯町環境基本計画を踏まえた理念条例となります。



2 制定内容

前文 条例が目指す理念を明記します。

この条例を制定することとなったきっかけ及び基本的な考え方を述べています。

第1条 条例の目的を定めます。

この条例は、大磯町における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進について基本的な事項を定め、町のエネルギー政策の推進を図り、もって環境の保全と環境への負荷の少ない安全で安心な循環型地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とします。

第2条 用語の定義を定めます。

エネルギー事業者、省エネルギー、再生可能エネルギーなどの用語の意義を定めます。

第3条 条例の基本理念を定めます。

地域に存在する再生可能エネルギーを地域における重要な資源と捉え、その利用に当たって配慮すべき事項を述べています。

第4条 町の役割について定めます。

- 1 公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に積極的に取り組むものとしします。
- 2 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を計画的に行うものとしします。
- 3 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進を図るため、組織体制の強化その他必要な措置を講ずるものとしします。
- 4 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に係る情報収集に努めるとともに、町民と事業者の理解に資するため、その情報を活用し、学習の機会の提供その他必要な支援を行うものとしします。
- 5 次世代を担う子どもに対する省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する教育の取組を支援するものとしします。

第5条 町民の役割について定めます。

- 1 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関し、主体的に知識の習得及び実践に努めるものとしします。
- 2 町が実施する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を理解し、協働して推進するものとしします。

第6条 事業者の役割について定めます。

- 1 事業活動を行うに当たり、主体的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に努めるものとします。
- 2 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関し、積極的な情報の提供に努めるものとします。
- 3 町が実施する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を理解し、協力するものとします。

第7条 エネルギー事業者の役割について定めます。

- 1 将来にわたり地域資源の利用における環境の保全と他者に対する影響に配慮するものとします。
- 2 町民、事業者及び町に対し、再生可能エネルギーの利用の推進に関する情報の提供に努めるものとします。
- 3 町が実施する再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を理解し、協力するものとします。

第8条 連携の推進について定めます。

町、町民、事業者及びエネルギー事業者は、省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進していく上で相互に連携するとともに、必要に応じて国、他の地方公共団体、大学、研究機関やその他関係機関とも連携するよう努めるものとします。

第9条 委任について定めます。

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定めるものとします。

附則

この条例の施行期日を定めるもので、平成27年4月1日からの施行とします。

大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進 に関する条例（説明）

化石燃料を大量に消費するエネルギー政策は、長年にわたり地球温暖化など、環境に大きな影響を及ぼしてきました。また、平成 23 年の福島第一原子力発電所の事故によって原子力特有の巨大なリスクが明らかになり、私たちは、これまでのリスクを伴うエネルギーへの依存と利用を今一度立ち止まって考える必要があることに気付きました。

大磯町は、豊かな自然と、歴史・文化資源を有する良好な住宅地として発展してきました。私たちは、この環境を保全するために、複雑化した環境問題に取り組んできましたが、これからは省エネルギーを更に推進し、化石燃料や原子力に頼らない再生可能エネルギーを利用したエネルギー政策を推進することが不可欠と考えます。

私たちは、自然豊かな環境と、安全で安心な持続可能な循環型地域社会を次世代に引き継ぐために、この条例を制定します。

【説明】

化石燃料の大量消費による地球温暖化への影響や、東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力特有の巨大なリスクは、私たちのこれまでのライフスタイルやエネルギー政策に対する考え方を見直すきっかけとなりました。

大磯町は、大磯丘陵の山なみの緑や相模湾の海に象徴される豊かな自然と、先人から受け継いだ多くの歴史・文化資源を有しています。この自然豊かな環境を保全し、災害に強く、安全で安心な持続可能な循環型地域社会を次世代に引き継いでいくために、町、町民、事業者及びエネルギー事業者が協働して省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進するための条例を制定することを述べています。

（目的）

第 1 条 この条例は、大磯町（以下「町」という。）における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進について基本的な事項を定めることにより、町のエネルギー政策の推進を図り、もって環境の保全と環境への負荷の少ない安全で安心な循環型地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

【説明】

省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進することは、環境

負荷の低減につながります。この条例は、町の自然豊かな環境を保全し、災害に対して安全で安心な循環型地域社会を持続的に発展させるため、町、町民、事業者及びエネルギー事業者の役割など基本的な事項を定め、新たな町のエネルギー政策として、省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業を営むものをいう。
- (3) エネルギー事業者 エネルギーを町内で生産し、若しくは町内に供給する事業を営むもの又はこれから営もうとするものをいう。
- (4) 省エネルギー エネルギーの利用を節約し、その効率化を図ることをいう。
- (5) 再生可能エネルギー 自然の営みから得られ、かつ、永続的に利用できると認められる、次に掲げるものをいう。
 - ア 太陽光
 - イ 太陽熱
 - ウ 風力
 - エ 水力
 - オ バイオマス
 - カ その他自然エネルギー資源を利用して得られるエネルギー

【説明】

この条例における用語を定義しています。

○ 再生可能エネルギー

法律（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律）で「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められているもの」と規定されている太陽光などを利用したエネルギーをいいます。

○ バイオマス

動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（石油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいいます。

○ その他自然エネルギー資源を利用して得られるエネルギー

法律施行令（第4条）に規定する、アからオまでに掲げる再生可能エネルギー以外の、地熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽

熱を除く。)をいいます。

(基本理念)

第3条 町、町民、事業者及びエネルギー事業者は、再生可能エネルギーは地域のものであるという共通認識の下に相互に協力して、積極的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に努めるものとする。

2 再生可能エネルギーは、経済性及び事業の持続性に配慮しつつ、その利用が図られるものとする。

3 再生可能エネルギーは、地域に根ざした事業主体によって、地域の持続的な発展に資するように利用されるものとする。

4 再生可能エネルギーは、地域内における公平性及び他者に対する影響に十分配慮して利用されるものとする。

5 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、環境負荷の低減及び地域の自然環境の持続性に配慮するものとする。

【説明】

地域に存在する再生可能エネルギーを地域における重要な資源と捉え、その利用に当たって配慮すべき事項を述べています。

○ 相互に協力して

再生可能エネルギー事業を施行する際には、町、町民、事業者、エネルギー事業者の間で、事業の規模や影響などについて共通認識を得ることにより、信頼と相互協力の関係を築いていくことが大切です。

○ 経済性及び事業の持続性

事業から生ずる利益を地域に還元し、それを継続することにより、地域経済に配慮することが必要です。

○ 地域に根ざした事業主体

再生可能エネルギー事業の施行に当たっては、事業に対する専門的知識及び運営能力が求められます。また、施設の円滑な運営管理等に対応した体制、資本力など地域における社会的信頼性が必要です。再生可能エネルギー事業を施行する事業体は、施行する地域の住民と相互に協力する関係を築くことができる事業体であることをいいます。

○ 地域内における公平性

再生可能エネルギーは地域全体の資源である以上、同じ地域で再生可能エネルギー事業を展開する者がいる場合には、大きな資本力を持つ事業者のみが恩恵を受けるのではなく、公平性を持って利用していくことが必要です。

○ 他者に対する影響

再生可能エネルギー事業を施行しようとする場合には、他者に対して当該事業による影響を生じさせないようにすることが必要です。

(町の役割)

第4条 町は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に積極的に取り組むものとする。

2 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を計画的に行うものとする。

3 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進を図るため、組織体制の強化その他必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に係る情報収集に努めるとともに、町民と事業者の理解に資するため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する情報を活用し、学習の機会の提供その他必要な支援を行うものとする。

5 町は、次世代を担う子どもに対する省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する教育の取組を支援するものとする。

【説明】

町は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、基本理念を実現するため、公共施設や町有地などの公有財産において省エネルギーや再生可能エネルギーの導入と利用を進めることとし、エネルギー政策を計画的に行うこととします。

このエネルギー政策の計画的な実施については、本条例第9条（委任）の規に基づき、町長が規則、運用規定（ガイドライン）等を整備して進めることとし、エネルギー政策推進のための組織体制の強化等必要な措置を講じることとします。また、再生可能エネルギーの利用に必要な制度等の構築や研修等の支援を行います。例えば、再生可能エネルギー利用推進の必要性などの研修や講座の開催、民間活力を利用した再生可能エネルギー普及方策の構築などです。さらに、子ども達に対する、省エネルギー及び再生可能エネルギーの必要性について環境教育・学習の取組を支援します。

(町民の役割)

第5条 町民は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関し、主体的に知識の習得及び実践に努めるものとする。

2 町民は、町が実施する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を理解し、協働して推進するものとする。

【説明】

町民は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用の推進について、自らの

責任において、知識の習得やその利用に努め、町が実施する施策を理解し、協働で推進するものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、主体的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に努めるものとする。

2 事業者は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関し、積極的な情報の提供に努めるものとする。

3 事業者は、町が実施する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を理解し、協力するものとする。

【説明】

事業者は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、自らの責任において、事業活動における省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーの利用を推進して積極的な情報提供に努め、事業者の自主的な取組として町が実施する施策を理解し、協力するものとします。

(エネルギー事業者の役割)

第7条 エネルギー事業者は、将来にわたり地域資源の利用における環境の保全と他者に対する影響に配慮するものとする。

2 エネルギー事業者は、町民、事業者及び町に対し、再生可能エネルギーの利用の推進に関する情報の提供に努めるものとする。

3 エネルギー事業者は、町が実施する再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を理解し、協力するものとする。

【説明】

エネルギー事業者は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、当該事業を施行するに当たり、基本理念に沿って地域の発展に資するよう資源の利用と環境の保全、他者に対する影響に配慮するものとします。また、町民、事業者及び町に対して、再生可能エネルギーの利用の推進に関する事業の情報を提供して説明することにより、基本理念に基づく信頼と相互協力の関係の構築に努めるものとします。そして、エネルギー事業者の自主的な取組として町が実施する施策を理解し、協力するものとします。

(連携の推進)

第8条 町、町民、事業者及びエネルギー事業者は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、相互に連携し、及び国、他の地方公共団体、大学、研究機関その他関係機関と連携するよう努めるもの

とする。

【説明】

町、町民、事業者及びエネルギー事業者は、省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進していく上で相互に連携するとともに、必要に応じて国、他の地方公共団体、大学、研究機関やその他関係機関とも連携するよう努めるものとします。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

【説明】

この条例の理念を実現するために、施行について必要となる事項は町長が別に規則、運用規程（ガイドライン）等を整備するものとします。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【説明】

この条例の施行期日を定めるもので、平成27年4月1日からの施行とします。